

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(3)

目 次

規 則

○富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
○富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則	
○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則	4
富 山 県 訓 令	
富山県公営企業管理規程	
富山県教育委員会訓令	
富山県警察本部訓令	
○富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令	5

規 則

富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

富山県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（昭和49年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条の」を「第5条第1項に規定する」に改め、同条第2号中「第18条の」を「第18条第2項に規定する」に改め、同条第3号中「第22条の母子健康センター」を「第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第2条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(医 務 課)

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第14号

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部を改正する規則

富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第4項中「及び第4号から第6号まで」を「、第4号及び第5号」に改める。

様式第11号備考1中(5)を削り、(6)を(5)とし、同様式備考2中「及び(4)から(6)まで」を「、(4)及び(5)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第15号

富山県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県工業技術センター条例施行規則（昭和61年富山県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の表大型エックス線 C T の項の次に次のように加える。

マイクロフォーカスエックス線 C T	1 台につき 1 時間	9,000 円
製品残留応力評価試験機	1 台につき 1 時間	1,790 円

別表第 1 の 7 の表プラズマ発光分析装置の項の次に次のように加える。

イメージングラマン分光分析装置	1 台につき 1 時間	2,250 円
-----------------	-------------	---------

別表第 2 の 1 の表中

「 プラズマ発光分析	4,940 円」
------------	----------

を

「 プラズマ発光分析	4,940 円
「 イメージングラマン分光分析	6,420 円」

に改める。

別表第 2 の 3 の表中

「 塩水噴霧・キヤス試験	250 円」
--------------	--------

を

「 塩水噴霧・キヤス試験	250 円
「 複合サイクル試験	250 円」

に改める。

別表第 2 の 5 の表中

「 エックス線 C T 試験	10,240 円
「 大型エックス線 C T 試験	11,560 円
	(同一試料につき測定 を行う断面の数が 1 を 超える場合にあっては、 1 の断面ごとに 680 円 を加算した額)

を

大型エックス線CT試験	11,560円 (同一試料につき測定 を行う断面の数が1を 超える場合にあつては、 1の断面ごとに680円 を加算した額)
マイクロフォーカスエックス線CT試験	13,170円

に改める。

別表第2の8の表中

熱画像測定	2,110円
-------	--------

を

熱画像測定	2,110円
残留応力測定	5,960円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に依頼の承認を受けている者の当該承認に係る手数料の額については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年3月31日

富山県規則第16号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の(2)中

「超高压液体クロマトグラフ	630円」
---------------	-------

を

「フォトダイオードアレイ検出器付き超高速液体クロマトグラフ	630円
蛍光検出器、紫外可視吸光度検出器、示差屈折率検出器、質量分析計、蒸発光散乱検出器及びフォトダイオードアレイ検出器付き超高速液体クロマトグラフ	3,350円

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(くすり政策課)

~~~~~  
**訓 令**  
 ~~~~~

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一
 富山県公営企業管理者 須 沼 英 俊

富山県教育委員会教育長 渋谷 克人

富山県警察本部長 白井 利明

富 山 県 訓 令

富山県公営企業管理規程
第 1 号

富山県教育委員会訓令

富山県警察本部訓令

本 庁
企 業 局
教育委員会事務局
警 察 本 部

富山県庁議運営規程の一部を改正する訓令

富山県庁議運営規程 $\left[\begin{array}{c} \text{富 山 県 訓 令} \\ \text{富山県営電気事業管理規程} \\ \text{昭和45年 富山県教育委員会訓令 第 1 号} \\ \text{富 山 県 警 察 本 部 訓 令} \end{array} \right]$ の一部を次の

ように改正する。

第 3 条第 3 項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改める。

第 4 条第 2 項中「定例会は」の次に「原則として」を加え、「、必要」を「必要」に改める。

第 5 条中「知事政策局」を「総合政策局」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。

(知事政策局)